

令和8年度 第1回 静岡県発達障害者支援地域協議会

日 時	令和8年9月24日（木）午後2時から4時まで
場 所	県庁西館4階第1会議室C
WEB (ZOOM)	ミーティングID：871 1399 2263 パスコード：829256 https://us02web.zoom.us/j/87113992263?pwd=3s0byDVk1DGG5SGU4nZl49Cw6eMhX1.1

次 第

1 開会

2 議題

(1) 会長・副会長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1 関係

(2) 報告事項

ア 令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画・・・・・・・・資料2 関係

イ 第9次静岡県保健医療計画の中間見直し方針・・・・・・・・資料3 関係

(3) 情報提供

ア 静岡県立こころの医療センター急性期病棟における
強度行動障害患者対応の現状・・・・・・・・・・資料4 関係

(4) 協議事項

強度行動障害児者に対する支援体制の構築

ア 強度行動障害児者支援に係る国の動向等について・・資料5－1 関係

イ 広域的支援人材の選定について・・・・・・・・・・資料5－2 関係

ウ 集中的支援制度について・・・・・・・・・・資料5－3 関係

エ 中核的人材養成研修について・・・・・・・・・・資料5－4 関係

オ ニーズ調査について・・・・・・・・・・資料5－5 関係

カ 検討部会の設置及びスケジュール・・・・・・・・・・資料5－6 関係

3 閉会

<配布資料>

出席者一覧

資料1	静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱
資料2	令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画
資料3	第9次静岡県保健医療計画の中間見直し方針
資料4	静岡県立こころの医療センター急性期病棟における強度行動障害患者対応の現状
資料5－1	強度行動障害児者支援に係る国の動向等について
資料5－2	広域的支援人材の選定について
資料5－3	集中的支援制度について
資料5－4	中核的人材養成研修について
資料5－5	強度行動障害に関するニーズ調査について
資料5－6	強度行動障害児者支援体制検討部会の設置・検討スケジュール

令和8年度第1回静岡県発達障害者支援地域協議会 出席者一覧

○委員

(敬称略)

分野	所属等	氏名	集合	WEB	新
医療	浜松医科大学 特任教授	高貝 就		○	○
医療	県立こころの医療センター 副院長	戸田 重誠	○		○
医療	(一社)静岡県医師会 理事	野田 昌代	○		○
保健	県立大学看護学部 准教授	鈴木 千智	○		○
福祉	静岡県知的障害者福祉協会 (社会福祉法人天竜厚生会 アクシア藤枝 施設長)	清水 厚紀	○		○
福祉	(福)ひかりの園相談支援事業所など 相談支援専門員	高木 誠一	○		
教育	常葉大学教育学部 特任教授	笹森 洋樹	○		
労働	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 静岡障害者職業センター 所長	平山 晃司	○		
当事者	静岡県自閉症協会 副会長	加藤 芳夫	○		○
当事者	静岡県手をつなぐ育成会 (三島市手をつなぐ育成会 会長)	秋山 裕子	○		
法律	中央法律事務所 弁護士	丸山 拓也	○		○
行政	三島市こども・健幸まちづくり部発達支援課 課長	青柳 健		○	○
行政	吉田町福祉課 課長	田代 三明		○	○
支援機関	東部発達障害者支援センター センター長	岡田 祐輔	○		
支援機関	中西部発達障害者支援センター 管理責任者	櫻井 郁也	○		

出席 15

○オブザーバー（発達障害者支援コーディネーター）

(敬称略)

所属等	氏名	集合	WEB	欠
伊豆医療福祉センター 相談支援事業所サポートセンターみらいず	坂田 亮	○		
(福)富岳会 障害児者サポートセンターふがく 所長	小野 美和	○		
県東部発達障害者支援センター	豊福 哲也	○		
(福)ふじのやま 特定相談支援事業所くすの木	安田 雅美	○		
県中西部発達障害者支援センター	市村 孔元	○		
東遠学園組合 東遠地区生活支援センター 所長	岡本 あや	○		

出席 6

○オブザーバー（圏域スーパーバイザー）

（敬称略）

所属等	氏名	集合	WEB	欠
（福）覆育会 すぎのこ相談室	黒田 三千弥			○
（福）輝望会 なのはな相談室 室長	若林 高至		○	
（福）城ヶ崎いこいの里 相談支援センターいぶき	内山 美砂保		○	
（公財）復康会 サポートセンターなかせ 主任相談支援専門員	佐藤 聖美			○
（福）輝望会 サポートセンターこげら 主任相談支援専門員	大石 美也子	○		
（福）誠信会 くろーばー 副施設長	石原 圭一郎	○		
（福）こころ 相談室こころ 管理者	菅原 小夜子			○
（福）草笛の会 地域生活支援センターカレント 管理者	瀧野 裕子		○	

出席5 欠席3

○事務局（静岡県健康福祉部）

所属等	氏名
障害者支援局 局長	加藤 克寿
障害者支援局 障害福祉課 課長	大石 晴康
障害者支援局 障害福祉課 課長代理	小池 吉孝
障害者支援局 障害福祉課 知的障害福祉班 班長	水元 留美子
障害者支援局 障害福祉課 知的障害福祉班 主査	松尾 祐未
障害者支援局 障害福祉課 知的障害福祉班 主任	青井 俊太

静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第19条の2の規定に基づき、発達障害者への支援体制の充実を図るため、静岡県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の障害福祉圏域（市町）ごとの支援体制の構築を促進するための施策への意見及び提言に関すること。
- (2) 静岡県発達障害者支援センターと発達障害者支援コーディネーターが実施する発達障害者及びその家族に対する施策への意見及び提言に関すること。
- (3) 発達障害に関する情報交換及び研究に関すること。
- (4) その他発達障害者の支援について必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会の組織及び役員は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体、行政及び支援機関等の関係分野に関して高い識見等を有する者のうちから、静岡県健康福祉部障害者支援局長（以下「障害者支援局長」という。）が委嘱する。
- (2) 協議会に、会長を置き、会長は障害者支援局長が指名する。
- (3) 協議会の副会長は、会長が指名する。
- (4) 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 協議会には、必要により部会を置くことができる。部会員は、会長の指名する委員をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、これを主宰する。会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長（委員会）が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画

1 事業趣旨

発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関である発達障害者支援センターを設置及び発達障害者支援センターと連携し、発達障害児者の支援に係る体制整備、人材養成、連携強化を実施する。

2 事業一覧

区分		当初予算額(千円)																			
		R 7	R 8																		
(1) 発達障害者支援センターの運営【委託】 専門的な支援機関として東部（沼津市）、中西部（島田市）に設置している。令和6年度に運営法人の公募を実施し、令和7年～11年度の5年間の業務委託契約を締結した。 ○公募時の重点項目 ・成人期（就労）支援 ・困難事例（強度行動障害）への支援 ○委託先法人 <table><tr><th>センター</th><th>R 7～11</th></tr><tr><td>東 部</td><td>一般社団法人サン・ビレッジ（富士市）</td></tr><tr><td>中 西 部</td><td>一般社団法人たけのこ（大阪府）</td></tr></table> ○令和7年度の活動実績 <table><tr><th>区分</th><th>R 7実績</th></tr><tr><td>相談実支援人数</td><td>777 人</td></tr><tr><td>相談総支援件数</td><td>2,739 件</td></tr><tr><td>機関コンサルテーション延件数</td><td>45 件</td></tr><tr><td>研修回数（主催・共催・派遣）</td><td>107 回</td></tr><tr><td>会議回数（主催、参加）</td><td>84 回</td></tr></table>		センター	R 7～11	東 部	一般社団法人サン・ビレッジ（富士市）	中 西 部	一般社団法人たけのこ（大阪府）	区分	R 7実績	相談実支援人数	777 人	相談総支援件数	2,739 件	機関コンサルテーション延件数	45 件	研修回数（主催・共催・派遣）	107 回	会議回数（主催、参加）	84 回	142,299	138,351
センター	R 7～11																				
東 部	一般社団法人サン・ビレッジ（富士市）																				
中 西 部	一般社団法人たけのこ（大阪府）																				
区分	R 7実績																				
相談実支援人数	777 人																				
相談総支援件数	2,739 件																				
機関コンサルテーション延件数	45 件																				
研修回数（主催・共催・派遣）	107 回																				
会議回数（主催、参加）	84 回																				

(2) 発達障害者支援コーディネーターの配置【委託】

市町だけでは対応困難なケースの相談支援、助言指導及び地域の体制整備のための支援（調整会議での助言、研修会等）を実施。

○令和 8 年度委託先法人

管轄地域	委託先法人
伊豆市、伊豆の国市、熱海 伊東圏域及び賀茂圏域	社会福祉法人恩賜財団済生会支 部静岡県済生会 (伊豆医療福祉センター)
裾野市、御殿場市、駿東郡	社会福祉法人富岳会
沼津市、三島市及び田方郡	一般社団法人サン・ビレッジ (東部発達障害者支援センター)
富士圏域	社会福祉法人ふじのやま
志太榛原圏域及び湖西市	一般社団法人たけのこ (中西部発達障害者支援センター)
中東遠圏域	東遠学園組合

○令和 7 年度実績

区分	R 7 実績
相談実支援人数	413 人
相談総支援件数	2,066 件
機関コンサルテーション延件数	140 件
研修回数（主催・共催・派遣）	38 回
会議回数（主催、参加）	268 回

33,336

34,824

(3) 東部地区における医療機関実地研修の実施【委託】 臨床での実習により、発達障害の診療等に携わる医師の専門性の向上及び地域の医療機関の連携強化を図り、発達障害の早期発見、早期治療ができる体制の構築を目指すため、陪席（初診への同席）研修を行う。 <table><tr><th>区分</th><th>R 7 実績</th></tr><tr><td>委託先</td><td>社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）</td></tr><tr><td>受講者</td><td>9 名 加藤内科(伊豆市)、トータルファミリーケア北西医院(富士市)、いずみファミリークリニック（富士市）、順天堂大学附属静岡病院(伊豆の国市)、ウィンザークリニックリゾート(三島市)、聖隷沼津病院（沼津市）、杉谷小児科医院（沼津市）、三島森田病院（三島市）</td></tr></table> ○令和 8 年度計画 <table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>委託先</td><td>社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）</td></tr><tr><td>受講者</td><td>調整中</td></tr></table>		区分	R 7 実績	委託先	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）	受講者	9 名 加藤内科(伊豆市)、トータルファミリーケア北西医院(富士市)、いずみファミリークリニック（富士市）、順天堂大学附属静岡病院(伊豆の国市)、ウィンザークリニックリゾート(三島市)、聖隷沼津病院（沼津市）、杉谷小児科医院（沼津市）、三島森田病院（三島市）	区分	内容	委託先	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）	受講者	調整中	1,517	1,523
区分	R 7 実績														
委託先	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）														
受講者	9 名 加藤内科(伊豆市)、トータルファミリーケア北西医院(富士市)、いずみファミリークリニック（富士市）、順天堂大学附属静岡病院(伊豆の国市)、ウィンザークリニックリゾート(三島市)、聖隷沼津病院（沼津市）、杉谷小児科医院（沼津市）、三島森田病院（三島市）														
区分	内容														
委託先	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部静岡県済生会（伊豆医療福祉センター）														
受講者	調整中														
(4) かかりつけ医発達障害対応力向上研修の実施 発達障害支援に携わるために必要な発達障害に関する診療の知識・技術などの習得に関する研修を実施する。 <table><tr><th>区分</th><th>R 6 実績</th></tr><tr><td>講 師</td><td>順天堂大学医学部附属静岡病院メンタルクリニック科長 医学部 精神医学講座 教授 桐野 衛二</td></tr><tr><td>受講者</td><td>47 名（医師 42 名＋多職種 5 名）</td></tr></table> ※R 7 実施なし ○令和 8 年度については計画中		区分	R 6 実績	講 師	順天堂大学医学部附属静岡病院メンタルクリニック科長 医学部 精神医学講座 教授 桐野 衛二	受講者	47 名（医師 42 名＋多職種 5 名）	300	213						
区分	R 6 実績														
講 師	順天堂大学医学部附属静岡病院メンタルクリニック科長 医学部 精神医学講座 教授 桐野 衛二														
受講者	47 名（医師 42 名＋多職種 5 名）														

(5) 自閉症支援講座の開催【委託】

自閉症支援に携わる方向けの基礎的な研修を実施する。

○令和7年度実績

研修名	人数
CARE™プログラム専門家向けワークショップ(2回)	23
自閉症支援者養成講座(基礎編)(2回)	30
自閉症支援者養成講座(応用編:強行)(2回)	4
発達障害就労支援セミナー(基礎課程)	55
発達障害就労支援セミナー(実践課程)	29
発達障害の性をテーマとした研修(5本)	1,497
PECS®レベル1ワークショップ	35
計	1,673

○令和8年度計画

研修名	予定人数
CARE™プログラム専門家向けワークショップ	48
自閉症支援者養成講座(基礎編)	40
自閉症支援者養成講座(行動障害編)	20
事例から学ぶ「行動障害学習会」	30
発達障害がある人の特性と面接技術	20
静岡ストーリークラブの運営	10
応用行動分析(ABA)に基づく研修(6本)	220
PECS®レベル1ワークショップ	40
計	428

747

760

(6) トレーニングセミナーの実施【委託】 アセスメント技術の習得を目的とした実践的な研修を実施する。 ○令和7年度実績 <table><tr><th>研修名</th><th>人数</th></tr><tr><td>セットアップ実践セミナー（3日間） （自閉症者の協力のもと、TEACCH 自閉症プログラムに基づく構造化された支援の基礎を学ぶ）</td><td>5</td></tr></table> ○令和8年度計画 <table><tr><th>研修名</th></tr><tr><td>発達障害評価セミナー （知的障害を伴う自閉症の人に対するインフォーマルアセスメントと支援の組み立ての実習）</td></tr></table>		研修名	人数	セットアップ実践セミナー（3日間） （自閉症者の協力のもと、TEACCH 自閉症プログラムに基づく構造化された支援の基礎を学ぶ）	5	研修名	発達障害評価セミナー （知的障害を伴う自閉症の人に対するインフォーマルアセスメントと支援の組み立ての実習）	1,053	1,070
研修名	人数								
セットアップ実践セミナー（3日間） （自閉症者の協力のもと、TEACCH 自閉症プログラムに基づく構造化された支援の基礎を学ぶ）	5								
研修名									
発達障害評価セミナー （知的障害を伴う自閉症の人に対するインフォーマルアセスメントと支援の組み立ての実習）									

(7) パアレントメンターの養成、活用【委託】

発達障害児の子育て経験を持つ保護者に対し研修を実施し、市町等が実施する親子教室などの療育支援の場へ派遣する。

○令和 7 年度実績

区分		実績
養成	日 程	2 日（計 10 時間）
	内 容	役割と倫理、相談支援の基礎技術、家族支援、グループ相談ロールプレイ、発達障害概論、障害タイプの課題と対応、地域支援システムの理解 ほか
	受講者	5 名
派遣	回数	9 回（参加者延べ 141 名）
	派遣先	就学支援座談会、保護者懇談会 ほか ”メンターの話が聞けて、先 の見通しが持てたことで今 を頑張ろうと思えた。こん な機会が今後もあるといい なと思う。”



1,144

1,177

○令和 8 年度計画

区分		内容
養成	日 程	2 日（計 10 時間）
	受講者	6 名
派遣	回数	8 回

(8) ピアサポート支援者養成研修の開催【委託】

当事者の居場所（発達障害のある方に対し、同じ趣味や余暇をもつ仲間同士がつながる場や、新しい余暇の広がりを提案する活動）の提供者に研修を実施する。

○令和7年度実績

区分		実績
研 修	日程	3日（9月、11月、1月）
	場所	藤枝市放課後児童クラブ、(特非)ふじえだ寺子屋、中部地区里親支援センター
	内容	発達障害概論及び支援、実践意見交換
	受講者	117名
		”実体験を聞く貴重な機会だった。その子に合ったかわりをするのが将来にとって大切であると感じ、支援を頑張ろうと思った。” 
そ の 他	・当事者団体意見交換 ・R6 実施研修機関へのヒアリング、フォローアップ ほか	

1,077

1,104

○令和8年度計画

区分		内容
研 修	日程	3日（8月、10月、11月）
	受講者	調整中
そ の 他	・R7 実施研修機関へのヒアリング、フォローアップ ・地域の実情及びニーズの調査	

(9) 静岡県発達障害者支援地域協議会の開催 各分野の代表者による協議会により発達障害者支援体制の整備について検討を実施する。 ○令和7年度実績 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>実績</th></tr><tr><td rowspan="2">第1回</td><td>月日</td><td>令和7年7月28日(月)</td></tr><tr><td>内容</td><td>・広域的支援人材の要件と認定について ・県における切れ目のない支援のための体制構築について ほか</td></tr><tr><td rowspan="2">第2回</td><td>月日</td><td>令和8年3月25日(水)</td></tr><tr><td>内容</td><td>・発達障害者支援センター事業評価 ・強度行動障害に関する調査結果について ほか</td></tr></table> ○令和8年度計画 <table><tr><th>回数</th><th>開催日</th></tr><tr><td>第1回</td><td>令和8年9月24日(木)</td></tr><tr><td>第2回</td><td>令和9年2月又は3月に開催予定</td></tr></table>			区分		実績	第1回	月日	令和7年7月28日(月)	内容	・広域的支援人材の要件と認定について ・県における切れ目のない支援のための体制構築について ほか	第2回	月日	令和8年3月25日(水)	内容	・発達障害者支援センター事業評価 ・強度行動障害に関する調査結果について ほか	回数	開催日	第1回	令和8年9月24日(木)	第2回	令和9年2月又は3月に開催予定	502	503
区分		実績																					
第1回	月日	令和7年7月28日(月)																					
	内容	・広域的支援人材の要件と認定について ・県における切れ目のない支援のための体制構築について ほか																					
第2回	月日	令和8年3月25日(水)																					
	内容	・発達障害者支援センター事業評価 ・強度行動障害に関する調査結果について ほか																					
回数	開催日																						
第1回	令和8年9月24日(木)																						
第2回	令和9年2月又は3月に開催予定																						
合計																							
			181,975	179,525																			

3 その他の事業・取り組み

区分									R 7	R 8																																																					
(１) 発達障害を診療等可能な医療機関調査の実施 医療機関の現状を把握し、発達障害に対応できる医療機関の確保（充実）に向けた施策検討の基礎資料とするとともに、結果を公表することで、県民の利便性の向上を図る。 ○これまでの調査結果（医療機関数） <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th colspan="4">診療等可能</th><th colspan="4">診断と心理検査が可能</th></tr><tr><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>人口あたり</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>人口あたり</th></tr><tr><td>東部</td><td>45</td><td>41</td><td>43</td><td>3.9</td><td>25</td><td>21</td><td>25</td><td>2.2</td></tr><tr><td>中部</td><td>49</td><td>51</td><td>52</td><td>4.7</td><td>25</td><td>25</td><td>24</td><td>2.2</td></tr><tr><td>西部</td><td>42</td><td>46</td><td>46</td><td>3.6</td><td>28</td><td>28</td><td>30</td><td>2.3</td></tr><tr><td>計</td><td>136</td><td>138</td><td>141</td><td>4.0</td><td>78</td><td>74</td><td>79</td><td>2.3</td></tr></table> ※人口当たりは 10 万人当たり ※R7 は発送 696 件、回答 437 件（回収率 63%） ○令和 8 年度については調査中									地域	診療等可能				診断と心理検査が可能				R5	R6	R7	人口あたり	R5	R6	R7	人口あたり	東部	45	41	43	3.9	25	21	25	2.2	中部	49	51	52	4.7	25	25	24	2.2	西部	42	46	46	3.6	28	28	30	2.3	計	136	138	141	4.0	78	74	79	2.3	-	-
地域	診療等可能				診断と心理検査が可能																																																										
	R5	R6	R7	人口あたり	R5	R6	R7	人口あたり																																																							
東部	45	41	43	3.9	25	21	25	2.2																																																							
中部	49	51	52	4.7	25	25	24	2.2																																																							
西部	42	46	46	3.6	28	28	30	2.3																																																							
計	136	138	141	4.0	78	74	79	2.3																																																							
(２) 強度行動障害支援者養成研修の実施 「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことがあり、事業所が受入れに消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されることから、適切な支援を行う職員を養成する。 ○令和 7 年度までの受講者数（人） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>～R6</th><th>R7</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="3">基礎研修 支援を適切に行う者を養成</td><td>県直営</td><td>2,884</td><td>240</td><td>3,124</td></tr><tr><td>指定事業者</td><td>2,399</td><td>181</td><td>2,580</td></tr><tr><td>計</td><td>5,283</td><td>421</td><td>5,704</td></tr><tr><td rowspan="3">実践研修 適切な支援計画を作成可能な職員を養成</td><td>県直営</td><td>1,789</td><td>240</td><td>2,029</td></tr><tr><td>指定事業者</td><td>1,200</td><td>98</td><td>1,298</td></tr><tr><td>計</td><td>2,989</td><td>338</td><td>3,327</td></tr></table> ○令和 8 年度予定（県直営分） <table><tr><th>区分</th><th>開催予定日</th></tr><tr><td>基礎研修</td><td>第 1 回 9/29、 9/30</td></tr><tr><td>実践研修</td><td>第 1 回 10/27、10/28 第 2 回 11/19、11/20</td></tr></table>									区分		～R6	R7	計	基礎研修 支援を適切に行う者を養成	県直営	2,884	240	3,124	指定事業者	2,399	181	2,580	計	5,283	421	5,704	実践研修 適切な支援計画を作成可能な職員を養成	県直営	1,789	240	2,029	指定事業者	1,200	98	1,298	計	2,989	338	3,327	区分	開催予定日	基礎研修	第 1 回 9/29、 9/30	実践研修	第 1 回 10/27、10/28 第 2 回 11/19、11/20	6,074	5,211																
区分		～R6	R7	計																																																											
基礎研修 支援を適切に行う者を養成	県直営	2,884	240	3,124																																																											
	指定事業者	2,399	181	2,580																																																											
	計	5,283	421	5,704																																																											
実践研修 適切な支援計画を作成可能な職員を養成	県直営	1,789	240	2,029																																																											
	指定事業者	1,200	98	1,298																																																											
	計	2,989	338	3,327																																																											
区分	開催予定日																																																														
基礎研修	第 1 回 9/29、 9/30																																																														
実践研修	第 1 回 10/27、10/28 第 2 回 11/19、11/20																																																														

(3) 中核的人材養成研修の受講者推薦

強度行動障害支援者養成研修の内容を踏まえ、事業所の支援現場における適切な支援の実施や、組織の中で適切な指導・助言ができる人材の育成を目的として、令和6年度より独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施している中核的人材養成研修に受講者を推薦する。

○受講者数（人）

区分		R6	R7	R8	計
受講者	県	2	2	2	6
	政令市	-	4	4	8
	計	2	6	6	14
サブトレーナー	県	1	1	1	3
	政令市	-	2	2	4
	計	1	3	3	7

※令和8年度については受講中

※政令市は令和7年度より推薦開始

-

-

第 9 次静岡県保健医療計画の中間見直し方針

1 概要

- 中間見直しに係る国通知が 6 月 10 日に発出され、対象として精神病床の基準病床数、精神疾患（認知症対策を含む）、在宅医療が示された
- 対象が限定的に示された趣旨（新たな地域医療構想の協議を重視）も踏まえ、医療法、国通知等で示された範囲及び本県の実態を踏まえて必要な事項を改訂
- 圏域版で記載の変更が必要な場合は原則として全県版に記載するほか、同じ目次区分内で施設名称、各種疾病・事業を担う医療機関数などの変更のみの場合、当該区分は改訂しない

2 現時点で想定される改訂部分（案）**特**：特定事項（医療法第 30 条の 6 第 1 項により 3 年ごと変更）

区 分		主な内容	見直し根拠
基準病床数 （3 章 3 節）	一般療養	・病床数適正化緊急支援事業による削減病床数に応じた削減の旨を追記	・医療介護確保法第 7 条の 2（詳細は国に確認中）
	精神	・基準時点変更（R8→R11） ・算定式への施策効果反映を強化	・R8.6 改正医療法施行規則 ・国局長通知（策定指針）
外来医療 特 （5 章 3 節）		・外来医師過多区域の記載追加 ・かかりつけ医機能報告制度の開始を追記	・医療法第 30 条の 6 第 1 項 ・国課長通知（後期計画 G L）
精神疾患 （6 章 2 節 6）		・地域移行のさらなる促進 ・精神科以外の医療機関との連携体制構築（身体合併症患者増対応）	・厚労省医政局長通知 ・国課長通知（疾病・事業の医療体制）
在宅医療 特 （6 章 4 節）		・災害時の体制整備に関する記載追加 ・積極的役割を担う医療機関と連携拠点が各圏域で担う役割の定期的な把握	・医療法第 30 条の 6 第 1 項 ・国課長通知（疾病・事業の医療体制） ・長寿社会保健福祉計画との整合
認知症対策 （7 章 5 節）		・認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた施策推進 ・身体合併症等に対応した多職種連携体制	・厚労省医政局長通知 ・国課長通知（疾病・事業の医療体制） ・長寿社会保健福祉計画との整合
地域リハビリテーション （7 章 6 節）		・地域における介護予防の効果的、効率的な実施体制	・長寿社会保健福祉計画との整合
医師確保 特 （8 章 1 節）		・地理的要素を加味した医師少数区域設定 ・診療科偏在への配慮	・医療法第 30 条の 6 第 1 項 ・国課長通知（後期計画 G L）
数 値 目 標 （12 章）	特定事項 [※]	・訪問診療実施医療機関数	・医療法第 30 条の 6 第 1 項
	精 神 疾 患	・入院後一定期間時点退院率 ・行動制限指示割合	・国課長通知（指標例） ・現行が 3 年ごと目標設定
	そ の 他	目標年、数値の再設定が必要なもの	（主に他計画との整合）

※在宅・医師確保・外来医療・かかりつけ医機能

1 現状・課題

(1) 発達障害の現状

○発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、知的障害を伴う発達障害の人とともに、知的障害を伴わない発達障害の人の手帳の取得が年々増加している。

○医療の関わり

・保健・予防	乳幼児健診でのスクリーニング、相談、情報提供、意見書、診断書作成
・診療	状態像の把握、検査、診断、合併症や二次的障害の治療、機能訓練
・生活機能の維持	機能維持、発達支援、療育的対応、二次的障害の予防
・生活充実のための支援	他分野との連携、生活や行動上の適応支援、家族や地域の各機関への支援

○医療機関の関わり

・一次医療的な機関	スクリーニング、一般的な検査、初期相談やガイダンスなど
・二次医療的な機関	診断、専門的検査、薬物療法など
・三次医療的な機関	二次的障害の治療など入院も含めた高度な診療

○知的障害を伴う自閉症の人などは、発達障害の行動特性のために一般の医療機関での身体疾患の治療や予防接種などが困難な人もおり、すべての医療機関において、発達障害の知識の普及と配慮が必要

(2) 本県の状況

○県発達障害者支援センターの運営業務を民間委託（東部センター(アスタ)、中西部センター(ココ)）各センターに医師を配置し、医学的判断のもと、発達障害のある人への支援を実施

○乳幼児健診でのスクリーニングにおいて、地域の医療機関(または医師)の協力を得て実施
診断・支援が受けられる機関の情報提供に係る相談が多いことから、発達障害に対応可能な医療機関を公表

○吉原林間学園において、児童精神科診療所を設置し、東部地域の医療体制を補完

○児童精神専門医の県内定着などを目的に、浜松医科大学に寄附講座(児童・青年期精神医学)を設置

第6次 静岡県保健医療計画 中間見直し【発達障害】

1 現状・課題

(3) 医療提供体制

○発達障害に対応できる医療機関に係る情報の共有を図ることが求められる

○診断・検査を行う医療機関が少なく、地域偏在があり、一部の医療機関の受診が集中する傾向
必要な検査やその後の対応ができる医療機関の拡充が求められる

○早期療育支援を行う際、特性を踏まえて支援の方向性を決めていくことが望ましい
医療による診断、カウンセリングなど診療機会を確保することが求められる

○児童精神科医等の確保は長期的な視点に立ち、継続的に養成・確保するための体制整備が必要
看護師等の医療従事者の発達障害への理解促進も求められる

○診療機会の確保のほか、発達支援に円滑につなぐため、福祉、教育等の支援機関との連携強化が求められる

2 対策（施策の方向性）

○医療機関への定期的な調査を通じて発達障害に係る医療情報を提供する

○浜松医科大学への寄附講座により児童精神科医を地域で継続的に養成し、専門的医療機関の確保を図る

○医療から発達支援へつなぐための仕組みづくりなど、医療機関と福祉、教育などの支援機関の連携強化を進める
児童発達支援センターを核とした重層的な地域支援体制の構築を図る

○地域の小児科医等の対応力の強化を図るための基礎的な研修を実施
発達障害の診療を行う医療の確保のため、診療技術を習得するための陪席研修を実施
寄附講座など専門医養成の際の地域バランスを考慮した医師の配置を図る

3 医療体制に求められる医療機能

	早期発見	専門的治療	地域との連携
ポイント	○乳幼児健康診査等での早期発見 ○発達障害の診断機械の確保	○専門医、専門医療機関の確保	○保健、福祉、教育等の支援機関との連携
機能の説明	○乳幼児健診の精度の安定、向上 ○発達障害に関する医療機関の情報提供 ○小児科医等のかかりつけ医を対象として研修の実施	○浜松医科大学への寄附講座による医師の養成 ○吉原林間学園に附設する児童精神科診療所の活用 ○陪席研修を通じた専門治療を行う医療機関の確保	○早期発見から発達支援への円滑なつながり ○医療、保健、福祉、教育等とのライフステージを通じた身近な地域における支援体制の確立

第6次 静岡県保健医療計画 中間見直し【発達障害者支援センター】

4 発達障害者支援センター

(1) 現状

- 発達障害者支援センターは、県内には、県の2か所のセンターのほか、静岡市、浜松市が設置 計4か所
- 発達障害者支援センターへの相談は、男性が59.2%、19歳以上の青年期以降の方が54.4%
「生活面・家庭で家族ができることを知りたい」という相談内容が最多（30.4%）
- 市町や民間の機関で対応困難な事案について専門的な立場から相談、支援や就労支援を実施
市町、事業所などの関係機関に対する研修、情報提供等を実施

(2) 課題

ア 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

- 県民からの相談の増加や地域の支援機関の増加などに伴い、専門性の向上を図る必要
- 地域の支援機関との役割分担・連携により、増加する専門的支援ニーズに適切に対応する必要
発達障害者支援センター…困難事例等への支援、地域支援機関の対応力の向上支援
- 各地域において一定の質の療育や支援が行われる体制が求められる

イ 支援の専門性の向上

- 困難事例等に対して適切な支援を行うため、専門性を持続的に向上させる必要

(3) 対策

ア 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

- 市町や事業所等の支援機関を対象とした機関コンサルテーションを実施
発達障害者支援コーディネーターとの連携により、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の強化を図る

イ 支援の専門性の向上

- 研修等により、幼児から成人までの支援のコーディネートといった職員の支援技術の向上を図る

静岡県立こころの医療センター急性期病棟における 強度行動障害患者対応の現状

静岡県立こころの医療センター
戸田 重誠

インシデントレポートから見た 静岡県立こころの医療センターにおける 強度行動障害に伴う課題

レベル別	報告数	全報告数	比率 (%)
0	2	219	0.91324
1	61	951	6.4143
2	7	51	13.7255
3a	32	167	19.1617
3b	2	8	25
合計	104	1396	7.44986

年代別	報告数	全報告数	比率 (%)
10代	24	82	29.2683
20代	29	155	18.7097
30代	44	202	21.7822
40代	7	210	3.33333
50代	0	184	0
60代	0	288	0
70代	0	134	0
80代	0	64	0
90代	0	6	0
不明	0	71	0
合計	104	1396	7.44986

区分	報告数	全報告数	比率 (%)
病棟	101	1172	8.61775
外来	3	158	1.89873
その他	0	66	0
合計	104	1396	7.44986

性別	男性74.1%, 女性25.9%
入院時年齢	29.8歳 (17~39)
入院時BMI	25.0
平均FIQ	46.3 (不明40%)
総入院回数	6.6 (1~18)
入院時強度行動障害スコア	33.1
全入院機関 (日)	200.2日
QQ病棟算定内・外	算定内48%, 算定外52%
入院期間中総インシデント数	7.4
平均インシデント数/月	1.2
入院中重大インシデント数 (3a以上)	2.6
入院中の家族、スタッフへの暴行の有無	有 48%
入院中総隔離日数	176.7
平均隔離日数/月	22.6
入院中総拘束日数	29.6
平均拘束日数/月	3.9
入院前状況 (家庭or施設)	家庭 56%、施設 44%
今年度の保護室・HCU使用日数	73.9

強度行動障害入院ケースの傾向

- 問題は主に家庭内で起きやすい←家族の高齢化/相対的弱体化
- 特支卒業後あるいはこども病院通院終了後、数年以上経てから問題が顕在化しやすい
- 作業通所中の場合、長期休み後に起きやすい

↓

- 特支卒業後あるいはこども病院通院終了後の対策が不十分
- 家庭での対策が不十分 (家族以外に支える仕組みがない=孤立化)

当院急性期病棟における
強度行動障害患者による重症病室占拠率

保護室・HCU計10床の占有率（10床×365日＝3650床/年）（%）
北2病棟：30.7%
南2病棟：34.2%



入院対応ではcapacityの限界を迎えつつある
（当院だけでは、県域全体のカバーは困難）

強度行動障害患者に対する
当院の入院受け入れルール

- 基本的に短期間のクールダウンのみを目的とする
（完全な治癒は目指さない）
- 入院前に予め退院後の帰着地を決めていただく
- 入院前に家庭や施設での「増悪因子」を検討していただく

県域全体で対策すべきこと

- 処遇困難例（入院が必要になりそうな症例・入院歴のある症例）に関する、入院前・入院後の多職種ケースカンファ
- 児童期からのtransfer移行失敗の防止
→どこがフォローアップすべきか？

強度行動障害児者支援に係る国の動向等について

1 強度行動障害とは

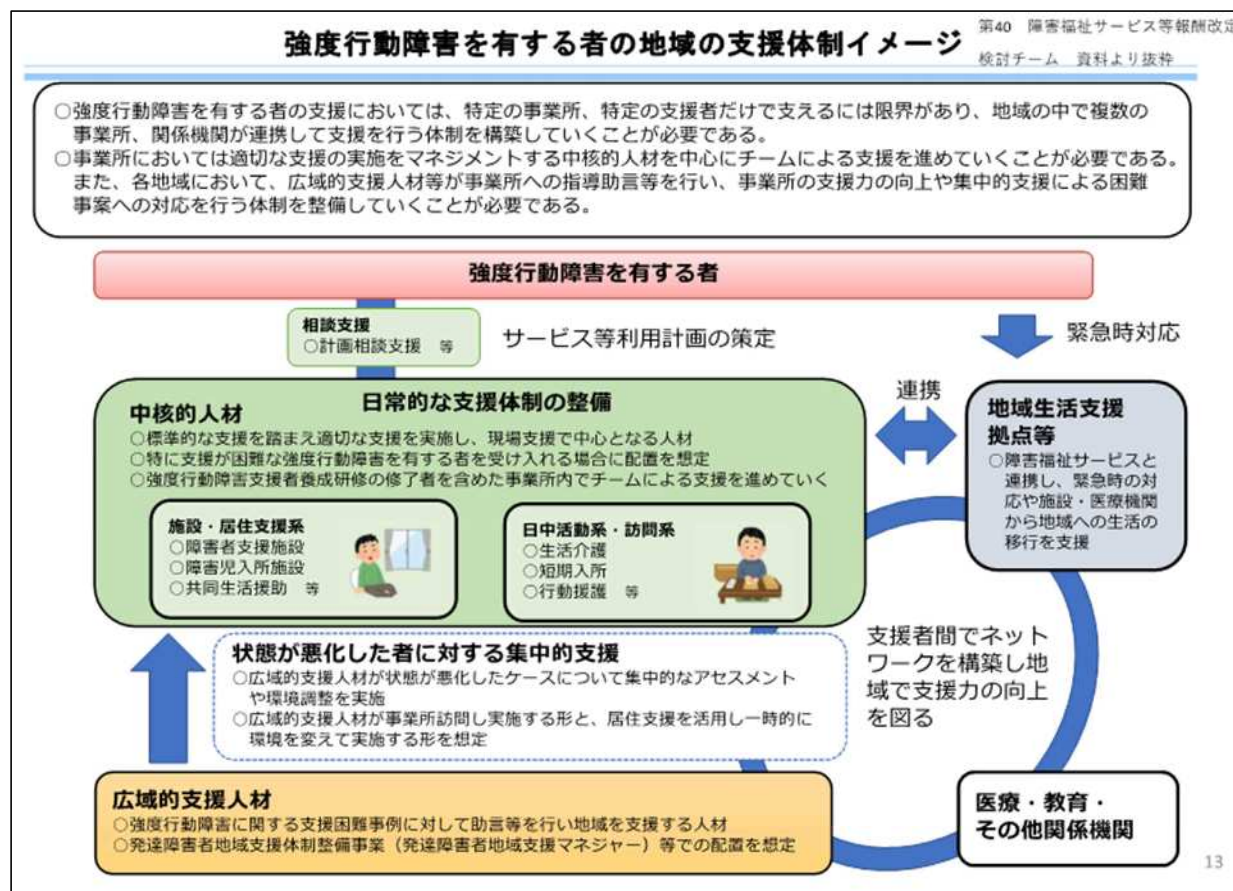
自傷や異食、危険な飛び出しなど健康・安全を損ねる行動、他害や器物破損、長時間の激しい泣き叫びなど周囲の生活に重大な影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で発現し、特別に配慮された専門的支援が必要となっている状態のこと。

2 国の動向（令和6年度報酬改定）

- ・特定の事業所・支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要
- ・事業所において、適切な支援をマネジメントする【中核的人材】を中心にチームによる支援を進めることが必要
- ・【広域的支援人材】等が事業所への助言指導を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案に対応する体制の整備が必要

⇒障害福祉サービス報酬上、【集中的支援制度】を創設（R6年度～）

※状態が悪化した対象者を支援する事業所に、【広域的支援人材】が直接出向いて指導・助言を行う。



資料5－1

3 本県の現状・取組

(1) 概況 (R7「静岡県強度行動障害に関する実態調査」結果より)

区分	障害者	障害児	計
療育手帳所持者数(人)	27,069	11,455	38,524
強度行動障害者数(人)	3,004	262	3,266

(2) 生活の場 (R7「静岡県強度行動障害に関する実態調査」結果より)

居住種別	障害者	障害児	計
入所施設(人)	1,219	3	1,222
グループホーム(人)	283	0	283
在宅(人)	1,502	259	1,761
計	3,004	262	3,266

(3) 強度行動障害支援者養成研修等

強度行動障害支援者養成研修受講者	基礎研修…5,704名 実践研修…3,327名 (R7末時点)		
指導者養成研修(国)受講者	31名 ※県研修講師13名 (R8時点)		
中核的人材研修(国)受講者	県	受講者…6名 サブトレーナー…3名	
	政令市	受講者…8名 サブトレーナー…4名	

4 本県における体制整備の必要性

(1) 現状の課題

- ・研修を支援現場で活かすことができているか(研修終了後のフォローアップ、OJT等)
- ・強度行動障害支援者養成研修については多くの研修修了者が存在するが、地域の受入体制の整備が進んでいない
- ・地域の支援ネットワークや地域の核となるリーダー的存在が見えない

(2) 今後の方向性

- ・圏域又は地域(複数圏域)で核となるリーダーの掘り起こしを行い、リーダーを中心とした地域の支援ネットワークを形成
- ・リーダーをハブとして、事業所間・機関間の連携強化と継続的なスキルアップにより、支援者のバーンアウト予防と地域全体の支援力の底上げを図る
- ・体制整備に向け、専門知識を有する者から構成される部会において、地域の実情に即した実効性のある具体的な検討を進めることが必要

広域的支援人材の選定について

1 広域的支援人材の定義と役割

(1) 広域的支援人材とは

強度行動障害を有する児者の状態が著しく悪化し、利用している事業所のみでは対応が困難となった支援困難事例に対し、専門的なアセスメントや助言を行う人材。

(2) 広域的支援人材の役割

一時的な症状の抑え込みではなく、対象者の行動特性を分析し、受入事業所の職員に対して具体的な環境調整や関わり方の技術を伝達・指導する。

(3) 国が定める選定要件

以下のいずれかに該当する者の中から都道府県等が選定することとされている。

区分	広域的支援人材
役割	高度な専門性により地域を支援する人材（困難ケースに集中的支援）
要件	以下の①～③に該当する者から、都道府県等が選定することとしている。 ①中核的人材養成研修の講師等（ディレクター、トレーナー）である者 ②発達障害者支援地域支援マネジャーである者 ③その他、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

2 選定要件の客観的基準と質の担保

選定要件③について、昨年度の協議会のほか、発達障害者支援センターや現場の支援者、政令市等から意見を伺ってきた。

<主な意見>

- ・選定基準の曖昧さによる「支援の質の低下」や「なり手の不公平感」を防ぐため、客観的な基準の設定が求められる。
- ・一方、最初から厳格すぎる要件を固定化すると、地域内に対象者が不在で選定が進まないという課題がある。
- ・事業所の職員が広域的支援人材として別事業所に支援に入る場合、事業所間に上下関係が生じないよう、納得性のある選定要件を設定する必要がある。
- ・事業所は人手不足のところが多く、他事業所へ支援に行く余力がないため、発達障害者支援センターで支援を担っていただきたい。

⇒現状、以下のような要件が考えられるが、今後、部会において検討を重ね、一定の要件を設定する。

【広域的支援人材の選定要件③の案】

以下(案)に掲げる者を県・政令市が個別審査のうえ選定する。なお、必要に応じて部会に意見を伺うこととする。

<現時点の案>

- ・国等の専門研修修了者（TEACCH 又は ABA に関する専門有資格者等）
- ・相談支援や個別コンサルテーションにおいて、強度行動障害児者への直接的な指導実績が豊富であると認められる者
- ・自治体が独自に実施するアドバイザー事業等において実績がある者 など

資料5-2

3 広域的支援人材名簿の管理（県・政令市での共有）

- ・広域的支援人材の配置及び運用においては、県、政令市が足並みを揃えて取り組む。
- ・県と政令市が同一要件のもとそれぞれ選定した上で、選定された人材情報は一元的に集約して共有する。

⇒各自治体が人材を抱え込むのではなく、貴重な資源を有効に活用できるようにする。

4 他県状況【R8年6月：全国調査の結果(39道府県から回答あり)】

令和8年6月に、広域的支援人材の選定を含めた強度行動障害児者支援体制について、全国調査を実施した。結果は以下のとおり。

①選定の有無	・選定済み：19 ・未選定：20(静岡県を含む)
②選定人数	・平均 5.2 人（中央値 4 人、最頻値 1 人）
③配置の考え方	・地域バランスを考慮：10 ・中心となる都市に配置：0 ・中心となる施設に配置：2 ＜その他の回答＞ ・地域や施設バランスは考慮せず選定基準を満たす者を選定 ・中核人材養成研修のトレーナー・ディレクターに依頼 ・選定人数が少人数のためバランス配置は考えられない ほか
④運用上の課題	・支援対象者や地域のニーズ把握が困難：11 ・広域的支援人材の派遣調整が困難：4 ・予算上の制約：2 ＜その他の回答＞ ・集中的支援実施後の支援の定着（在宅復帰後の継続的支援体制の構築） ・金銭的・時間的負担が大きい（謝金や交通費は事業所負担） ・居住支援活用型を運用するハードルが高い ほか
⑤今後の選定期	・今年度中：1 ・令和9年度中：1 ・その他：18 ＜その他回答＞広域的支援人材の選定が課題 ほか
⑥選定上の課題	・該当者がいない：6 ・体制が未整備：15 ・要望がない：2 ・メリットなし：2 ＜その他の回答＞ ・継続的に支援ニーズがあるか見込めない ・広域的支援に係る報酬(加算)が低い ・既存の同主旨の事業との兼ね合いを整理できていない ほか

5 今後の対応

- ・選定にあたっての基準等については協議会でいただいた意見や他県の状況を踏まえ、部会で具体的に検討のうえ再度協議会に報告し、今年度中に広域的支援人材を選定する。
- ・なお、地域の支援ニーズの変化や人材養成の進展に応じて、広域的支援人材を随時追加選定できる体制を構築する。

集中的支援制度について

1 集中的支援制度の概要

令和 6 年度に障害福祉サービス報酬上、集中的支援制度が創設された。状態が悪化した強度行動障害を有する者（事業所）に対し、強度行動障害に知見を有する広域的支援人材が集中的支援（コンサルテーション）を実施する。支援を受けた事業所は所定の加算を受ける。

2 障害福祉サービスにおける加算内容

(1) 事業所訪問型

区 分	【事業所訪問型】 集中的支援加算（Ⅰ）
概 要	広域的支援人材が事業所等を訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対して集中的支援を実施
加算内容	3 月以内で、1 月に 4 回を限度として 1000 単位／日
対 象 者	者：行動関連 10 点以上 児：強度行動障害判定表 20 点以上

(2) 居住支援活用型

区 分	【居住支援活用型】 集中的支援加算（Ⅱ）
概 要	集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所等が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を実施
加算内容	3 月以内で、1 日につき 500 単位／日
対 象 者	者：行動関連 10 点以上 児：強度行動障害判定表 20 点以上

3 県・政令市間の相互派遣体制【案】

- ・行政区や圏域に関わらず、全県で広域的支援人材を相互派遣できる仕組みを構築
⇒県内における集中的支援の実効性を担保
- ・原則、事業所の所在地に応じて派遣調整(マッチング)を行うが、調整がつかない場合は全県名簿を活用して他地域の人材を派遣可能とする
⇒県内における専門的支援の格差を解消していく

支援を求める事業所所在地	浜松市	中西部地域 (政令市除く)	静岡市	東部地域
広域的支援 人材名簿	全県で名簿管理			
	浜松市が選定	県が選定	静岡市が選定	県が選定
派遣調整	浜松市が市内の 人材から調整	県が県選定の 人材から調整	静岡市が市内の 人材から調整	県が県選定の 人材から調整
	※域内では調整が整わない場合、全県の名簿から広域的支援人材を派遣調整			

4 実施に向けての調整事項

集中的支援の運用にあたっては、既存事業との整合やマッチング実務、費用負担について課題を整理し、本県の実情に応じた具体的なルール設計を検討していく。

(1) 既存の取組(機関コンサル)との並存・役割分担

現状における課題	対応方針(案)
県発達センター(アスタ、ココ)が実施している既存の「機関コンサルテーション」との役割分担や、これに伴う県発達センター業務の逼迫を避ける必要がある。	事業所からのニーズ(支援期間等)を踏まえ、機関コンサル又は集中的支援制度いずれで対応するか選択して対応する。

【参考】静岡市「強度行動障がい者支援施設等サポート事業」

事業概要	障害福祉施設や家族等を対象に、行動障害の支援について指導するアドバイザーやコンサルタントを派遣する
事業内容	アドバイザー派遣事業 ・強度行動障がい、自閉症スペクトラム等の障がい特性の理解と対応支援 ・支援に対するアセスメント、支援方法、環境調整等への助言・評価・検証 ・施設職員、家族及び関係機関等の相談対応、支援への助言など

(2) 効果的なマッチングの調整方法

現状における課題	対応方針(案)
行政職員のみで、事業所の詳細なニーズと広域的支援人材の各専門性を技術的・事務的にマッチングすることは困難。	発達障害者支援センターや広域的支援人材からの助言、検討部会での合意により調整を行う。

(3) 派遣時の報酬(謝金)の設定方法

現状における課題	対応方針(案)
金額を固定することで硬直化する恐れがある一方、「直接の任意交渉」は額のばらつきや不公平感を生みやすい。	他県における調整方法を参考に、派遣に伴う適切な謝金基準のあり方について、部会で引き続き具体的な検討を重ねる。

(4) 居住支援型の実施について

現状における課題	対応方針(案)
居住支援型の受入事業所の把握が困難	事業所訪問型を先行して実施しつつ、居住支援型の体制整備を進める。

5 今後の対応

- ・運用にあたっての詳細な制度設計については、今後部会で具体的に検討のうえ協議会に報告し、全県での実施に向けた体制整備を進める。
- ・今年度中に広域的支援人材の選定をしたうえで、集中的支援【事業所訪問型】について令和9年度中の運用開始を目指す。

状態が悪化した者に対する集中的支援（イメージ）

- 在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型」の2類型を想定。

集中的支援（アセスメント機能）の2類型のイメージ

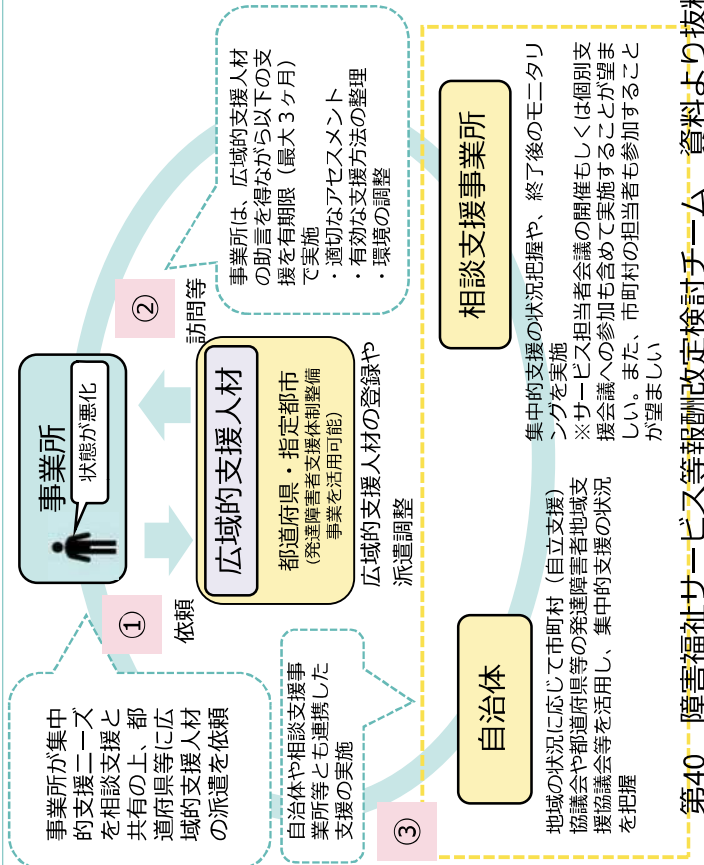
事業所訪問型（※広域的支援人材の費用（※1）を加算で評価）

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対して集中的支援を実施。

（対象者）

施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設、生活介護、放課後等デイサービス等の通所系サービスの利用者

（※1）広域的人材の派遣に係るコンサルテーション料（人件費、旅費等）を想定



居住支援活用型（※広域的人材及び集中的支援を担う居住支援系サービスの費用を加算で評価）

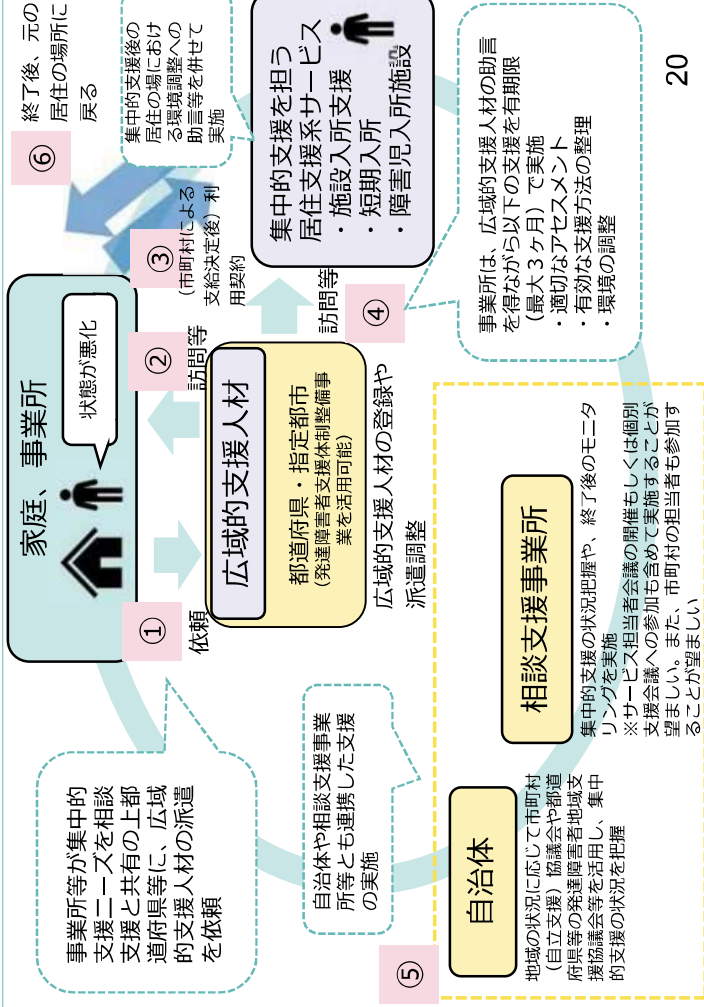
状態が悪化した者に対して、（事業所等）による十分な意思決定支援を実施した上で、居住の場を移し、集中的支援を実施。※施設入所支援等の居住支援系サービスを活用

状態が改善されれば元の居住の場で生活を再開。

（対象者）

在宅で生活している者（※2）、共同生活援助等の居住支援系サービス利用者（事業所が「集中的支援」後の対象者の居住の場を確保していることが条件とする）

（※2）在宅で生活している者は、サービスを現に利用していることを前提としているが、以前サービスにつながらず、状態悪化等により、受入先が無くなった者についても、相談支援事業所等による相談支援等の結果、「集中的支援」が必要と判断される場合に対象とする。



中核的人材養成研修について

1 中核的人材の定義と役割

(1) 中核的人材とは

自施設内における強度行動障害児者への適切なチーム支援を実践するための指導的・マネジメント的立場を担う人材。

(2) 中核的人材の役割

標準的な支援を踏まえ適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を図る。

(3) 求められるスキル

・チーム支援 ・環境調整のアセスメント、計画立案、実施 ・QOL 向上に向けた支援等

2 中核的人材養成研修

国(国立のぞみの園)が実施しているが、令和7年7月に国から研修要綱が示されたことから自治体での実施が可能となった。今後、県による中核的人材養成研修の実施に向けて、研修の規模や開催方法について検討していく。

実施主体	国（国立のぞみの園）	
研修の概要	全6回（約6ヶ月） ○事業所において標準的な支援を実践し、事業所内のチームに対して適切な指導や助言を行う人材を養成【受講者】 ○地域の受講者支援とトレーナー補助を行い、広域支援の担い手となる者を養成【サブトレーナー】	
	※講義を受講後、学んだ内容を支援現場に持ち帰って実践することを繰り返しながらスキルを習得する体験型研修	
人材 養成状況 ※R8修了 予定者を含む	県	受講者6名(東部4名、中西部2名) サブトレ3名(東部1名、中西部2名)
	政令市	受講者8名 サブトレ4名

3 県・政令市の共催による研修実施

- ・国（のぞみの園等）が主催する現行の中核的人材養成研修は、令和9年度をもって終了予定(見込)である。
- ・本県においては、受講機会の空白期間を生じさせないよう、令和10年度以降の県独自研修の開始を目指し、以下の体制を構築する。

○県と政令市(静岡市・浜松市)の共同開催【案】

本研修は受講者4名に対して講師1名の配置が求められるグループワーク形式で実施。また、講師となれる有資格者は限られている。

⇒政令市の共催とすることで、効果的・効率的に実施することを検討(政令市と調整中)

4 研修実施方針および運用上の課題

項目	内容（課題）	対応案
実施時期	国（のぞみの園）が主催する現行の養成研修が令和 9 年度をもって終了予定（各地域での実施に移行）。	今年度中から実施方法・規模等の検討を開始し、国研修の終了と途切れなく移行したい。（R10 実施を目途に検討）
実施体制	講師となれる資格保持者（トレーナー等）が県内に極めて少なく、県単独での確保が困難である。	県と政令市で共同実施するスキームにより、効率的・効果的な実施体制を構築したい。
受講要件	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）から中核研修への段階で、専門性のギャップが生じている。	アスタの「自閉症講座」等の受講を中核研修受講の優先要件とするなど段階的な専門性の深化を図りたい。
受講者選定プロセス	従来の手上げ方式では知識が個人に留まり、修了後に地域の先導的役割を担う人材を育成することが困難。	将来的に地域の連携を牽引できるリーダー候補を地域で掘り起こし、地域全体を先導する人材として育成する仕組みを構築したい。

5 中核人材研修受講者の選定と地域支援体制の構築

中核的人材を効果的に養成するとともに、その専門性を地域へ還元させるためには、受講者の選定及び養成後の活動の場を構築することが必要である。

(1) 受講者の選定方法について

現在、事業所に対して公募しているが、自施設内又は受講者個人に知識が留まり、地域への還元が進みにくいと考えられる。

このため、各圏域の自立支援協議会等を核に、将来的に地域内の連携を牽引できるリーダー候補を地域で掘り起こすのが理想的と考える。

(2) 地域内での資質向上の取組

現在、一部の圏域自立支援協議会（発達部会等）において、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）のフォローアップ等を実施しているが、このような支援者の資質向上に関する取組を各地域に促していく仕組みが必要と考える。

(3) 地域内の連携ネットワークの形成

上記を通じて、中核的人材（研修修了者）を核に地域内で相互に支援するネットワークを形成し、地域全体の支援力の底上げを図っていききたい。

6 今後の対応

- ・運用にあたっての詳細な制度設計については、協議会でいただいた意見を踏まえ、部会で具体的に検討のうえ再度協議会に報告し、令和 10 年度を目処として全県での実施に向けた検討を進める。

強度行動障害に関するニーズ調査について

1 調査の目的

- ・強度行動障害支援の現状を把握し、今後、養成すべき人材像を明確化する。
- ・当事者及び支援者双方のニーズや認識を把握し、支援上の課題や支援者に期待される役割を整理する。
- ・地域ごとの支援ニーズや人材養成上の課題を把握し、今後の施策検討の基礎資料とする。

2 調査対象

- ①当事者（強度行動障害の状態にある児者、家族等）
- ②支援者（障害福祉サービス事業所職員）
- ③団体ヒアリング（育成会、自閉症協会、知的障害者福祉協会等）

3 調査実施時期

令和 8 年度中に調査項目等を整理し、令和 9 年度中に調査結果をまとめる。

4 調査項目（案）

調査対象	調査目的	調査内容
支援者 （事業所職員）	支援者の現状の困り感を把握する	・支援において難しいと感じる場面や課題 ・地域における支援者支援の体制（専門的人材）
当事者・家族	当事者の現在の生活状況や地域の支援ニーズを明らかにする	・これまで受けてきた支援で良かった支援、改善を求める支援 ・困ったときに、どのような支援や相談体制があると安心できるか
当事者団体	同上	・支援者に求める知識・技術・姿勢 ・地域における支援体制に求めること

5 調査結果の分析・施策への反映

- ・当事者・支援者双方の意見を比較してニーズや認識の違いを整理し、今後養成すべき人材像を明確化
- ・中核人材養成、広域的人材の配置及び地域支援体制の充実に向けた施策へ反映

6 今後の対応

- ・詳細な実施方法や質問項目については、協議会でいただいた意見を踏まえ、部会で具体的に検討のうえ再度協議会に報告し、令和 9 年度の実施に向けた検討を進める。

強度行動障害児者支援体制検討部会の設置

1 これまでの経緯

昨年度、本県における強度行動障害児者の現状把握のため「強度行動障害実態調査」を実施した。その結果を踏まえ、今後の支援体制強化に向けた具体的な検討を進めるため、発達障害者支援センターや現場の支援者、政令市等から意見を伺ってきた。

これまでいただいた意見を踏まえ、令和8年度より県発達障害者支援地域協議会の部会を設置し、地域全体で強度行動障害児者を支える仕組みについて、具体的・継続的に議論していきたい。また、部会で議論した内容については、適宜本協議会に報告する。

2 部会での協議事項（案）

支援体制の検討	強度行動障害児者支援に係る以下の項目の方向性を検討
広域的支援人材の選定	集中的支援制度の運用開始を踏まえて早期に選定
集中的支援制度	広域的支援人材を選定した上で実施(政令市との共同運用)
中核的人材養成研修	研修の実施体制、時期、実施方法の検討
地域支援ネットワークの構築	圏域・種別ごとのネットワーク形成と地域全体の支援力向上の仕組みづくり
当事者・支援者のニーズ把握	支援実態の把握と今後の人材養成・施策立案に向けた基礎資料の収集

3 協議会設置要綱の改正及び部会設置要綱の制定について

部会設置において、現在の協議会要綱では委員のみが部会員の対象となっているが、支援体制の検討に当たっては、専門的知見や他施設への支援経験を有する者の参画が必要である。本部会を効果的に機能させるため、現行要綱の改正により、外部の専門家等を委員に選任できるようにしたい。

併せて、別添資料のとおり部会の設置要綱を制定したい。

改正案

新	旧
第3条 (5) 協議会には、必要により部会を置くことができる。部会員は、会長の指名する者をもって充てる。	第3条 (5) 協議会には、必要により部会を置くことができる。部会員は、会長の指名する委員をもって充てる。

静岡県強度行動障害児者支援体制検討部会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県発達障害者支援地域協議会設置要綱第3条第5項の規定に基づき、静岡県強度行動障害児者支援体制検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、本県における強度行動障害児者支援体制整備に必要な事項を検討する。

(招集)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

(議長)

第4条 部会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

(説明又は意見の聴取)

第5条 議長は、必要と認めるときは、部会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

強度行動障害児者支援体制検討スケジュール

強度行動障害児者支援支援体制に関する各検討項目について、以下の想定スケジュールに基づき、段階的に推進していく。

○スケジュール案

区分	R 8	R 9	R10
広域的 支援人材	← 人材の選定 →	----- 随時、選定 ----->	
集中的支援	← 実施要綱整備 (事業所訪問型) →	----- 事業所訪問型先行実施 -----> ← 居住支援活用型施設選定 実施要綱整備 (居住支援活用型) →	----- 居住支援活用型実施 ----->
中核的人材 養成研修	← 講師選定・実施方法検討 ----->		----- 研修開始 ----->
ニーズ調査	← 調査項目検討 ----->	← 調査実施・分析 ----->	

- 広域的人材 … 令和 8 年度中に人材を選定する。
- 集中的支援 … 事業所訪問型、居住支援活用型を段階的に実施する。
- 中核人材研修 … 令和 10 年度の研修開始に向けて検討する。
- ニーズ調査 … 令和 9 年度中に支援者・当事者に向けた調査を実施し、人材養成の方向性を定める。